

仙台市安全安心街づくり基本計画 (中間案) 概要版

市民局市民生活課

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

平成18年4月に「仙台市安全安心街づくり条例」(以下「条例」という。)を施行し、「安全安心街づくり」※に関する施策を総合的に推進するために、平成19年3月に「仙台市安全安心街づくり基本計画」を策定した。現計画が令和7年度末で終了することから、今回、第5期計画を策定するものである。

※ 安全安心街づくり

- ・犯罪防止に関する自主的な活動
- ・犯罪防止に配慮した環境整備
- ・その他の犯罪の発生する機会を減らすための取り組み

2 計画の目的

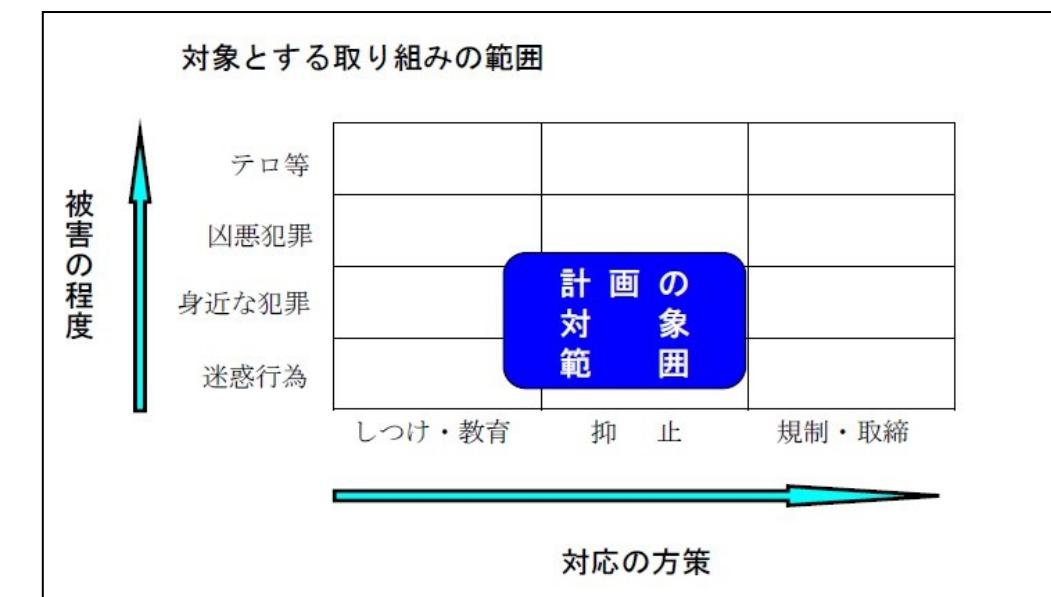
自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一緒に地域防犯力を高め「犯罪の機会を与えない」、「犯罪をつくりださない」環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を図る事を目的とする。

3 安全安心街づくりの範囲

日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とする。

4 計画の位置づけ

本計画は、条例に基づいて安全安心街づくりを総合的に推進する計画であるとともに、仙台市基本計画を上位計画とし、市民の安全安心に関連する他分野と連携し、分野別の諸計画との整合を図ることとする。



5 計画とSDGsとの関連

本計画では、各施策を推進し、SDGsに掲げる関連するゴール達成へ寄与を図ることとする。

6 計画と仙台市ダイバーシティ推進指針との関連

本計画では、指針に掲げる視点も踏まえ、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指すこととする。

7 計画期間

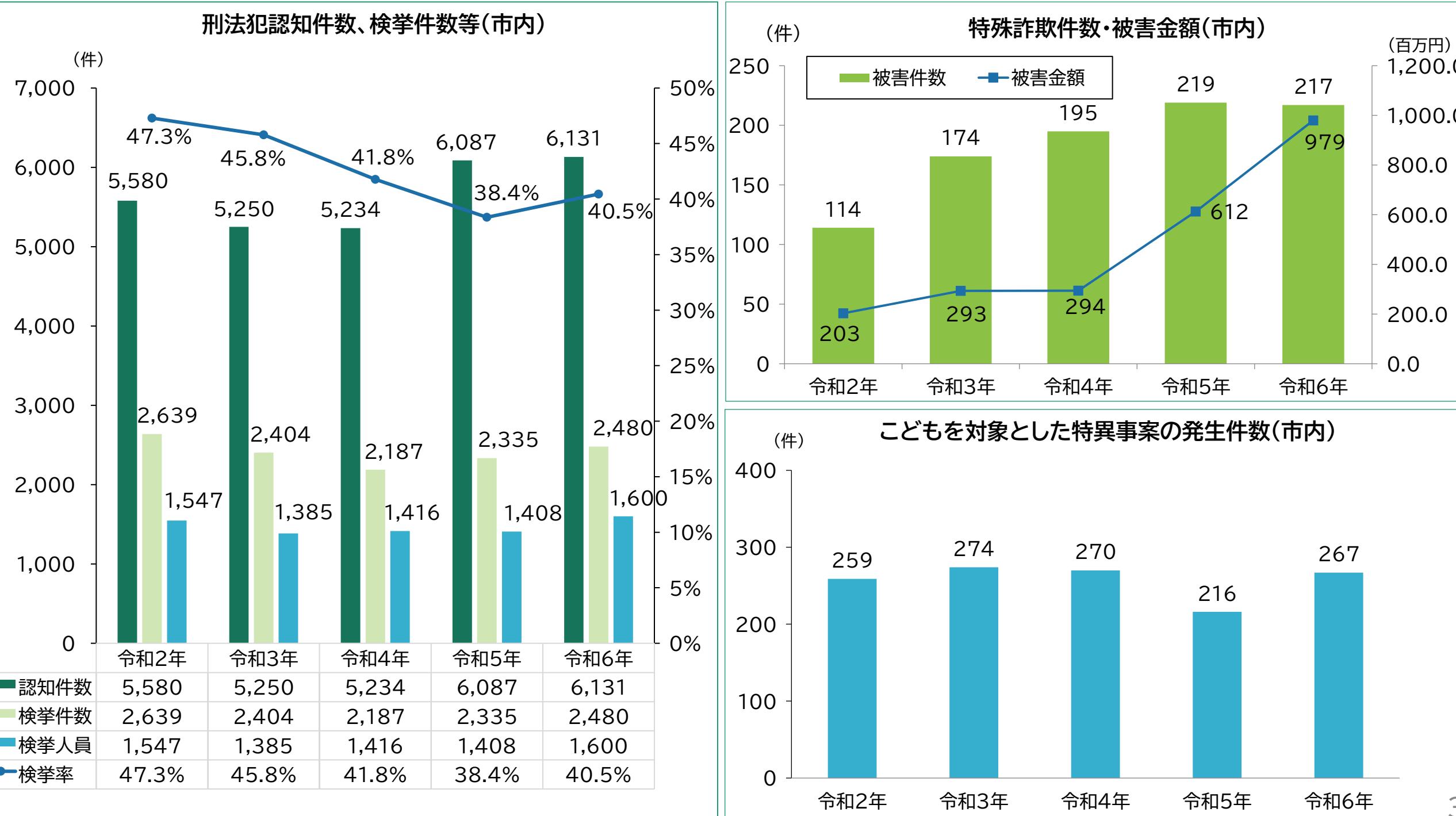
計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。ただし、この計画期間中であっても、各施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策を展開する。

第2章 本市における安全安心の現状と課題

1 市内の犯罪の状況

- 本市の刑法犯認知件数は、平成13年をピークに21年連続で減少していたが、令和5年から増加
- 特殊詐欺被害件数、被害金額は増加傾向で、令和6年の被害総額は9億7千万円を超える。
- 子ども(13歳未満)を対象とした特異事案※の発生件数は、近年、増減を繰り返しているところ、令和6年は前年から増加しており、267件となっている。

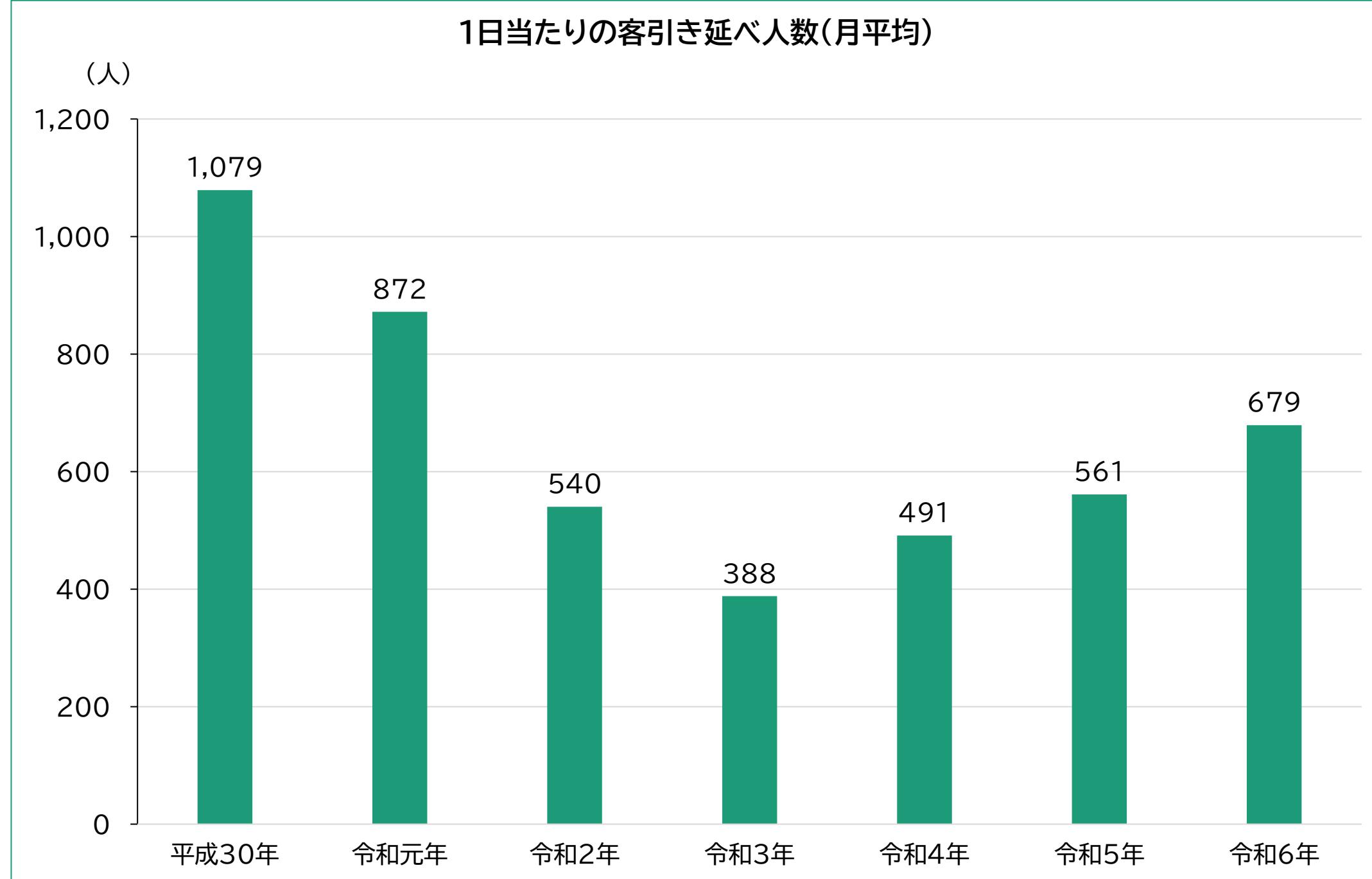
※特異事案:公然わいせつ、迷防条例違反、宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例違反、軽犯罪法違反など



第2章 本市における安全安心の現状と課題

2 迷惑行為の状況(繁華街・歓楽街の客引き)

- 本市では、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、または利用することのできる環境を確保するため、平成31年4月1日に「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定し、「客引き行為等禁止区域」を指定、客引き行為者等に対して指導等を実施してきた。条例制定後、客引き行為者等の数は減少していたが、コロナ禍後の人流回復とともに、国分町地区を中心に、客引き行為者等の数が増加傾向となってきた。さらに、仙台駅西口周辺の客引き行為等禁止区域外に客引き行為者等が頻繁に現れるようになり、令和7年1月7日に客引き行為等禁止区域を拡大した。
- 客引き実態調査の結果、条例制定後の客引き行為者等は減少傾向にあったが、令和4年から増加に転じ、令和6年は月平均679人となっている。



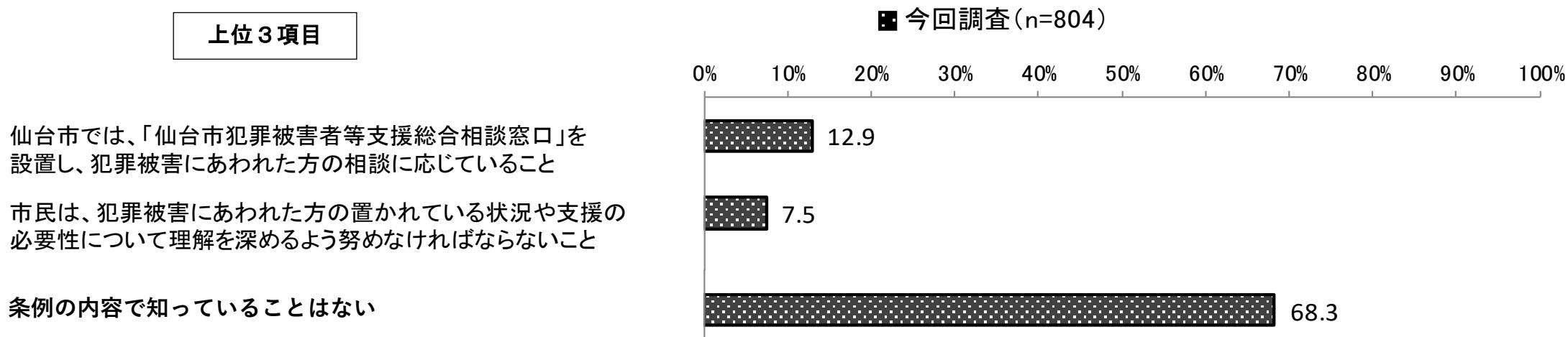
第2章 本市における安全安心の現状と課題

3 犯罪被害者等支援について

- ・ 令和6年10月に「仙台市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援金交付や、日常生活支援等に係る費用助成、犯罪被害を受けた学生への支援に係る費用助成を実施している。また、宮城県警察等との連携により、犯罪被害者等に対して本市制度の周知を進めてきたところ、令和7年度は前年度に比べ支援実績が増加している。
- ・ 一方、令和7年5月に実施した市民意向調査の結果では、仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度について、仙台市犯罪被害者等支援条例の内容で知っていることについて、「仙台市では、「仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害にあわれた方の相談に応じていること」が12.9%にとどまり、さらに「条例の内容で知っていることはない」が68.3%で半数以上を占めている。

仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度(複数回答)

上位3項目



第2章 本市における安全安心の現状と課題

4 安全安心に対する市民の意識

◆ 「安全安心街づくりに関する市民意向調査」(令和7年5月実施)の結果について

- ・ 日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、《高くなった》(「非常に高くなった」+「高くなった」と感じている方の割合は、令和2年5月調査より8.1ポイント増加した。
- ・ 防犯活動への参加意向について、「参加しようと思わない」が46.9%で最も多く、以下、「機会があれば参加したい」(43.9%)、「既に何らかの防犯活動に参加している」(5.8%)、前回調査と比較すると、「機会があれば参加したい」が、1.2ポイント減少、「参加しようと思わない」が6.7ポイント増加した。課題については、「参加者の高齢化が進んでいる」が最も高く、以下、「参加者数が不足している」、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りないまたは連携できない」が上位を占めている。
- ・ 防犯協会の認知度について、「具体的な名称・活動内容まで知っている」が6.1%となっており、「知らない」(60.6%)、「名称は知っているが、活動内容は知らない」(31.1%)と、半数以上が「防犯協会を認知していない」状況となっている。
- ・ 行政や警察に望む防犯対策について、「防犯灯や街路灯を整備し、道路を明るくする」(63.7%)、「警察官による巡回活動を強化する」(57.7%)、「地域の犯罪発生状況を提供する」(56.5%)が上位を占めている。
- ・ 迷惑行為について、「自転車の走行マナーの悪さ」(47.6%)、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(44.5%)、「携帯電話等のマナー・歩きスマホ」(43.3%)が上位を占めている。

第2章 本市における安全安心の現状と課題

5 防犯に関する市の取り組みの現状

- ・ 特殊詐欺対策として、市ホームページ等で最近の手口の情報発信や仙台市防犯協会連合会と連携して防犯講座を実施した。
- ・ 子どもの見守り活動において、学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による巡回をはじめとする地域ぐるみの取り組みにより、子どもの安全確保を図った。
- ・ 令和6年10月に「仙台市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援金交付や、日常生活支援等に係る費用助成、被害を受けた学生への支援に係る費用助成を実施している。
- ・ 管理不全な空き家について、空き家の所有者等に対する助言・指導を実施したほか、危険な物件については略式代執行を実施した。
- ・ 令和6年10月から特殊詐欺等被害の未然防止のため、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金事業を実施している。

6 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状

- ・ 防犯協会において、地域における防犯パトロール、防犯思想の普及啓発、非行防止や青少年健全育成の支援、特殊詐欺防止の啓発活動等を実施している。
- ・ 地域において自主的な防犯活動を行う団体に対し、活動に要する経費の補助を行い、児童の登下校時の防犯パトロール、危険箇所の点検、防犯マップの作成、環境浄化活動等に取り組んでいる。
- ・ 歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」への登録を市民に呼びかけており、防犯上好ましくない場所(暗い道や公園等)を発見した場合には、市へ報告するなどの活動を行っている。
- ・ 全市立小中学校において、学校ボランティア防犯巡視員が組織され、登下校時を中心に地域の巡視活動を行っている。
- ・ 宮城県警察において、地域・職域等の単位で防犯活動を行う防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報や防犯知識を積極的に提供するなどの支援を行っている。

第2章 本市における安全安心の現状と課題

7 現計画(令和3～7年度)の振り返り

- 「市内の刑法犯認知件数等の減少」について、令和6年は6,131件で前年より増加しており、目標値に達していない状況
- 「防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加」について、減少傾向となっており、令和7年度の市民意向調査結果では49.7%で目標値に達していない状況

【成果目標1】 市内の刑法犯認知件数等の減少(刑法犯認知件数)						
基準値 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 (令和7年)
7,116 件	5,580 件	5,250 件	5,234 件	6,087 件	6,131 件	4,600 件

【成果目標1】 市内の刑法犯認知件数等の減少(特殊詐欺の発生件数)						
基準値 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 (令和7年)
117 件	114 件	174 件	195 件	219 件	217 件	80 件

【成果目標1】 市内の刑法犯認知件数等の減少(子どもを対象とした特異事案の発生件数)						
基準値 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 (令和7年)
287 件	259 件	274 件	270 件	216 件	267 件	180 件

【成果目標2】 防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加						
基準値 (令和2年)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	目標値 (令和7年)
50.2%	74.6%	69.7%	69.0%	67.0%	49.7%	60%

※令和3年から令和6年の割合は「市政モニター」による結果

令和7年度の市民意向調査結果は、49.7%

第2章 本市における安全安心の現状と課題

8 今後の安全安心街づくりの課題

課題1 市内の犯罪の状況

- ・ 刑法犯認知件数が増加傾向となっており、特に犯罪手口の巧妙化と多様化により、特殊詐欺の被害件数、被害金額はともに増加している。高齢者に限らず全世代において被害は拡大しており、従来の対策だけでは十分に対応できない部分がある。
- ・ こどもに対する声かけ事案等、女性への性犯罪やストーカー、暴行、高齢者を対象とした詐欺被害は依然として多く発生しており、各世代、特徴に応じた防犯対策が不十分な部分もある。
- ・ 市民の約3割が「犯罪が増えている」と感じており、特に特殊詐欺や凶悪事件への不安が強い。

課題2 地域や個人の防犯活動状況

- ・ 地域の防犯活動は高齢者が中心で、若年層の参加が少ない。活動の継続性や活力の維持が難しくなっている。
- ・ 「機会があれば防犯活動に参加したい」と考える人が多いが、実際の活動にはつながっていない。さらに「参加しようと思わない」と考える人も多数存在する。

課題3 市内の迷惑行為の状況

- ・ 繁華街・歓楽街における客引き行為等について、条例制定後、減少傾向にあったものが近年、増加に転じている。
- ・ 自転車走行マナーの悪さ、ごみ等のポイ捨て、携帯電話等のマナーの悪さに関する意見が多くなっている。

課題4 犯罪被害者等支援の認知度等

- ・ 令和6年度の条例制定以降、宮城県警察等と連携し、犯罪被害者等へ本市制度の周知を進めてきたことにより、支援につなげることができている一方、一般の方における条例内容の認知度は低い状況である。

9 課題の解決に向けた重点的な取り組み

(1)特殊詐欺等に対する取り組み

各世代が犯罪の被害にあわないように、より効果的な周知啓発の手法を検討し、対策の充実改善を図る必要がある。

(2)こども、女性、高齢者等の防犯対策

- ・ 被害者属性(世代・性別等)に応じた防犯対策を検討し、周知していく必要がある。
- ・ 地域や学校と連携した子どもの見守り活動等をさらに進めていく必要がある。

(3)人的連携による地域防犯活動の推進

各団体等との連携強化や情報共有、防犯団体の活動を幅広く周知すること等を実施するとともに、防犯活動に参加意欲のある方が参加しやすい機会を提供することで、各世代の担い手を確保していく必要がある。

(4)繁華街・歓楽街の客引き対策

現行の対策を改めて検証し、関係機関等と連携・情報共有を図り、官民一体となった重点的な取り組みをより一層推進していく必要がある。

(5)犯罪被害者等の支援の推進

犯罪被害者等支援総合相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害にあった方が、早期に必要な支援を受けられるよう関係機関との相互連携を図り、迅速に支援を行っていく必要がある。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

第5期「仙台市安全安心街づくり基本計画」は、第4期までの計画の基本理念を引き続き継承する。

「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」

2 基本目標

現状やその分析を踏まえ、第4期までの基本目標を引き続き継承し、新たな目標として「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」を定める。

基本目標1 「市民一人ひとりの防犯意識の向上」

基本目標2 「地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進」

基本目標3 「犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現」

基本目標4 「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」

第3章 基本理念と計画目標

3 成果目標

現行の成果目標を引き続き継承し、新たな基本目標4「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」に対する成果目標を設定する。

なお、成果目標1、2の目標値については、現状やその分析を踏まえ、現行計画と同様とする。

成果目標1

市内の刑法犯認知件数等の減少

(令和6年) 6,131件 → (令和12年) 4,600件

⇒そのうち、特殊詐欺の発生件数の減少

(令和6年) 217件 → (令和12年) 80件

⇒(関連)こどもを対象とした特異事案※の発生件数の減少

(令和6年) 267件 → (令和12年) 180件

※公然わいせつ、迷防条例違反、子ども条例違反、軽犯罪法違反、宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例違反など

成果目標2

防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加

(令和7年) 49.7% → (令和12年) 60%以上

成果目標3

犯罪被害者等支援の認知度向上(制度内容について)

(新規) → (令和12年) 50%以上

※市民意向調査結果、「条例の内容で知っていることはない」が68.3%

基本理念

基本目標

基本的施策

主な取り組み

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

基本目標1

市民一人ひとりの防犯意識の向上

- 1 市民の防犯意識の醸成、防犯力を高める啓発と学習機会の提供
- 2 規範意識の向上、非行防止に向けた安全教育の充実と指導啓発
- 3 【重点】特殊詐欺の被害防止のための情報提供と注意喚起
- 4 【重点】こども・女性・高齢者等の防犯対策の強化
- 5 防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

- (1)市民の防犯意識啓発
- (2)防犯学習機会の提供
- (1)規範意識の向上の取り組み
- (2)青少年への指導・相談
- (1)特殊詐欺情報の注意喚起・啓発
- (2)関係機関との連携
- (1)こどもやその家族の安全対策
- (2)女性の防犯対策
- (3)高齢者の防犯対策
- (4)障害者の防犯対策
- (1)犯罪情報、防犯知識及び防犯活動の情報発信

- 1 地域コミュニティによる防犯活動の促進
- 2 自主防犯活動団体の活動の充実
- 3 地域と一体となったこどもの見守り活動の推進
- 4 【重点】地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進

- (1)地域コミュニティ全体による防犯の推進
- (1)地域の自主防犯活動の促進、支援
- (2)既存の防犯組織の活性化
- (3)地域防犯団体・個人等の顕彰
- (1)こどもに対する防犯活動推進
- (1)地域連携による防犯施策の推進
- (2)繁華街・歓楽街の対策
- (3)暴力団排除の推進

- 1 こどもの安全を確保するための環境整備
- 2 犯罪リスクを低減させる環境整備や活動支援
- 3 迷惑行為防止への取り組み
- 4 【重点】繁華街・歓楽街の客引き対策

- (1)こどもに対する安全な環境づくり
- (1)～(6)道路、公園、住宅、地域、商店街、公共施設の防犯対策
- (7)再犯防止推進
- (1)～(9)ごみのポイ捨て、自転車の危険・迷惑走行、歩きたばこ、歩きスマホ、放置自転車、違法駐車、落書き、違反広告物等、管理不十分な空き家等対策
- (1)繁華街・歓楽街の客引き対策

- 1 【重点】犯罪被害者等の支援及び体制の整備
- 2 犯罪被害者等支援に係る情報の発信

- (1)犯罪被害者等支援総合相談窓口による支援
- (2)各種相談窓口による取り組み
- (3)犯罪被害者等への支援金の交付等
- (4)犯罪被害者支援団体の支援
- (1)犯罪被害者等支援の周知啓発

基本目標3

犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

基本目標4

「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」

第5章 計画の推進

基本理念を実現させるため、市民、事業者及び関係機関・団体等と連携を図りつつ、安全安心街づくりに関する施策について、効果的、計画的な事業の推進を図る。

